

広島市からのお知らせです。

令和2年4月1日から、事業ごみ(二燃物)の 現行の分別区分「不燃ごみ」が 「プラスチックごみ」と「不燃ごみ」に変わります。

現在、広島市では事業ごみ(二燃物)を、「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の2種類に区分しています。
令和2年4月1日から、「不燃ごみ」について、「プラスチックごみ」と「不燃ごみ」に変更します。
これにより、分別区分は「可燃ごみ」、「プラスチックごみ」、「不燃ごみ」の3種類となります。

可燃ごみの変更はありません。

現行：令和2年3月31日まで

不燃ごみ

プラスチック類

① 包装ビニール、ポリ袋、
ポリ容器など

※生ごみ等が付着したものは、
洗うなどしてきれいにして
出してください。きれいに
できない場合は「可燃ごみ」
として出してください。

② 傘や文具など
プラスチックと金属の
複合品 (小型家電を除く。)



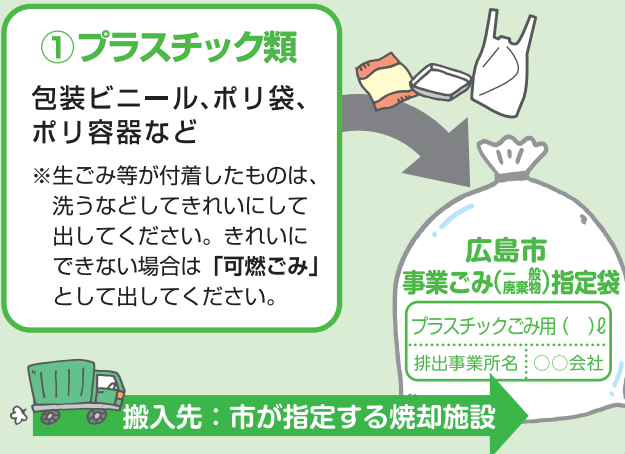
変更：令和2年4月1日から

プラスチックごみ

① プラスチック類

包装ビニール、ポリ袋、
ポリ容器など

※生ごみ等が付着したものは、
洗うなどしてきれいにして
出してください。きれいに
できない場合は「可燃ごみ」
として出してください。

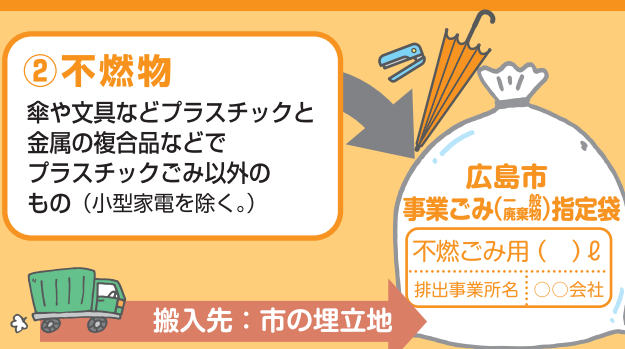


変更

不燃ごみ

② 不燃物

傘や文具などプラスチックと
金属の複合品などで
プラスチックごみ以外の
もの (小型家電を除く。)



お問い合わせ先

▶ 広島市環境局業務第一課 (☎504-2220)(E-mail: gyomu1@city.hiroshima.lg.jp)

令和2年4月1日から、 新しい事業ごみ(一般廃棄物)指定袋を使用してください。

※新しい事業ごみ指定袋は令和2年1月から販売を開始します。



可燃ごみ用指定袋の変更はありません。



現行：令和2年3月31日まで

不燃ごみ用指定袋

透明の袋に
青の文字
です。



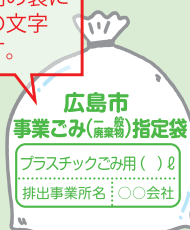
容量	45ℓ	70ℓ	90ℓ
1組の金額	650円	1,010円	1,310円
1組の枚数	10枚	10枚	10枚

既に購入されている現行の不燃ごみ用指定袋は、令和2年4月以降も「プラスチックごみ用」と「不燃ごみ用」のいずれかの袋として使用できます。必ず分別してください。

変更：令和2年4月1日から

新 プラスチックごみ用指定袋

透明の袋に
緑の文字
です。

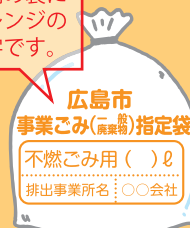


容量	45ℓ	70ℓ	90ℓ
1組の金額	650円	1,010円	1,310円
1組の枚数	10枚	10枚	10枚

変更

新 不燃ごみ用指定袋

透明の袋に
オレンジの
文字です。



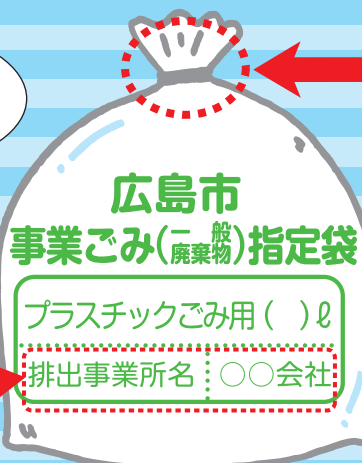
容量	10ℓ	30ℓ	45ℓ
1組の金額	280円	430円	650円
1組の枚数	20枚	10枚	10枚

事業ごみ(一般廃棄物)指定袋の使い方

市が指定する指定袋を
使用してください！

※指定袋の記載内容を
必ず確認してください。

排出事業所名を
必ず記入してください！



指定袋に全てのごみを
収納した状態で排出して
ください！(収集できない場合があります)

※中身がはみ出さないように口を
閉じてください。

※指定袋に別の袋などを継ぎ足して、
容量を変えないでください。

※傘などの長いものは**不燃ごみ用指定袋**
の45ℓに収納してください。